商工 びほろ
第223号

発行所
美幌商工会議所
美幌町仲町1丁目44
TEL(代)73-5251・FAX73-5253
E-mail info@bihorocci.jp

令和二年度 商工従業員表彰式

～38名が受賞～

来る11月20日、美幌経済センターにおいて令和２年度商工従業員表彰式を午後６時より挙行致します。この表彰式は、永年の勤務を通じて商工業の発展に貢献されている町内会員事業所に勤務している勤続５年以上の方々を表彰するものです。受賞者は次の方々です

【勤続40年以上】（３名）影山秀子（ビホロサッシ工業）、小田島雅幸（宮田建設）、田中幸雄（横山土建）

【勤続35年以上】（１名）斉藤真二（芙蓉建設）

【勤続30年以上】（４名）吉本正稔（三星運輸）、大河利則（芙蓉建設）、中谷賢司（美幌北炭）、加藤真二（横山土建）

【勤続25年以上】（６名）長峰譲・土屋大輔・古川高幸・大江政幸（三星運輸）、樋口睦美（久山商店）、鎌田一也（ビホロサッシ工業）

【勤続20年以上】（２名）蛸島正也（三星運輸）、郡司正男（ビホロ車輌）

【勤続15年以上】（２名）茂手木敏夫（久山商店）、倉本徳美（横山土建）

【勤続10年以上】（11名）佐藤友子・鏡由紀子（小国商事）、千葉信宏・宮崎法志（オホーツク設備）、菊地裕司・合田哲也（三星運輸）、岡部洋暢（ビホロサッシ工業）、長野昌明（美幌自動車学校）、坂本和幸・斉藤繁明（宮田建設）、坂本光則（芙蓉建設）

【勤続５年以上】（９名）佐藤良子（エヌ・ケイ農機）、芝めぐみ・瀬木幸男・田口博一・高橋敏浩・木村秀昭（三星運輸）、千葉和子（びほろ笑顔プロジェクト）、奥沢篤（宮田建設）、遠藤猛治（横山土建）

「働き方改革」準備できていますか？

「働き方改革関連法」について企業に様々な対応が求められており、特に中小企業における「年次有給休暇の確実な取得」については昨年の４月１日から施行され、「時間外労働の上限規制の導入」については今年の４月１日から施行されていることから、各企業に求められる対応、事業主の取り組みに対する支援策等についてご相談に応じます。

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家が無料で相談に応じます。

個別相談会

午前11時～午後3時30分　要事前予約

11月　27日(金)

12月　8日(火)　16日(水)・25日(金)

会場：美幌経済センター
（ご希望により企業訪問も致します）

★相談希望の方は事前に
「美幌商工会議所
☎73－5251」
へお申込下さい。

相談例

・利用可能な各種助成金に関するアドバイスや、その申請方法
・人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善など人材不足への対応
・最低賃金の引上げに向けた生産性向上など環境整備
・時間外労働を削減するための働き方の効率化や業務の繁閑に対応した勤務体制の確立
・「同一労働同一賃金ガイドライン」などを参考にした非正規雇用労働者の処遇改善

土曜日もご相談に応じます

お気軽にご利用下さい

当所では隔週の土曜日を相談日として開所しています。

受付時間は午前８時45分から正午までで、各種相談に応じていますのでお気軽にご相談下さい。

尚、今月は21日、12月は５日・19日を相談日として開所致しております。（問合せ先☎73―5251）

～日本政策金融公庫（国民生活事業）～

小規模事業者経営改善資金（無担保無保証人）のご案内

融資対象	1　最近１年以上町内で事業を営んでいること 2　常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業（※宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下）であること 3　商工会議所の“経営指導”を6ヵ月以前から受けていること 4　納期限の到来しているすべての税金を完納していること 5　商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の非対象業種等でないこと
融資額	2,000万円以内
返済期間	運転資金　７年以内　＜据置期間１年以内＞ 設備資金　10年以内　＜据置期間２年以内＞
利率(年利%)	1.21％　（11月２日現在）
必要書類	・決算書（控）・確定申告書（控） ・納税を証明できる書類（所得税・法人税・事業税・道町民税） ・履歴事項全部証明書（法人の場合） ・見積書（設備資金の場合） ・営業確認書類（請求書・領収書など） その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願う事があります。

令和2年分所得税の確定申告に関するご案内

税務署で行う令和2年分の申告相談については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため「3密」を避ける対策を実施しますが、確定申告期間は混雑が予想されます。

所得税の確定申告をされる方は、ご自宅等のパソコンやスマートフォンからマイナンバーカードを使用する「マイナンバー方式」又は「ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を使用する「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告の検討をお願いします。

また、国税庁ホームページから確定申告書を作成し郵送で提出することも可能ですので、ご協力をお願いします。

なお、「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告を希望する方は、税務署職員と対面による本人確認を行った後に「ID（利用者識別番号）」及び「パスワード（暗証番号）」を発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、網走税務署個人課税部門（0152-43-9141）へお越し下さい。
ぜひ年内に手続きをお願いします。

美幌町新型コロナウイルス対策「プレミアム商品券発行事業」第３弾のご案内

当所では新型コロナウィルス感染症の影響を受けている町内小規模事業者の支援策として５月・９月に引続き３回目となるプレミアム商品券発行事業を下記により実施致します。

◇　内　容　◇

・応募対象は美幌町民とし、12月1日発行の「広報びほろ」に応募用紙を折込みし、12月20日までに応募された方の中から抽選で15,000冊を販売致します。
・美幌町内の事業所に町外から通勤している方は事業所の証明を受けることにより応募できます。
・商品券は1冊3,000円分（500円券6枚）を2,000円で販売します。
・商品券の利用期限は令和3年3月31日までです。
・応募は一人5冊を限度とします。
・当選者には当選ハガキを郵送しますので、指定された期間内に指定の場所で当選ハガキを持参し購入して頂きます。
・利用できる店舗名簿は12月1日発行の「広報びほろ」に折込します。

※通勤者用の応募用紙は事務局（美幌商工会議所）でお渡し致します。（12月１日以降）
※詳しくは 12月１日発行の「広報びほろ」に折込された応募用紙をご覧下さい。

「経営者保証に関するガイドライン」専門家派遣のご案内

ガイドラインのメリットをご存知ですか？

経営者保証に関するガイドラインとは、金融庁と中小企業庁の後押しで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が事務局となり、運用している準則です。

中小企業庁では適用の促進を図る為、弁護士や税理士、公認会計士、中小企業診断士等の専門家による支援を無料で行っております。

「経営者保証の提供なしで融資を受けたい」、「経営者保証を提供している既存の借入金について保証を外したい」、「後継者への事業承継に際し経営者保証の引継ぎが円滑な事業承継の妨げになっている」、「債務整理を行うが、保証債務が個人資産を上回っている」等の課題がある場合は、こちらの専門家派遣の活用が有効的です。

専門家派遣は1社当たり3回の支援が全国、無料で受けることができます。
お気軽にお問合せください。

経営者保証に関するガイドライン事務局
TEL:03-6262-5075
E-mail:keieisha_hosho@pasona.co.jp
URL:https://hosho.go.jp/

※専門家派遣は対面での支援とリモートツールを活用した支援を選択することができます。